

青森大学科目等履修生規程

(目的)

第1条 青森大学学則第42条の規定に基づき、青森大学科目履修生規則を定める。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学できる者は、青森大学学則第15条に規定する資格を有する者とする。

(入学志願)

第3条 科目等履修生を志願する者は、科目等履修する学年、又は学期の授業の始まる前に、次に掲げる書類に検定料を添えて学長に願出のものとする。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 現に官公庁、又は会社等に勤務している者は、その所属長の承諾書

(入学の時期及び期間)

第4条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

2 科目等履修の期間は、その学年又は学期限りとする。

(履修科目)

第5条 科目等履修できる科目は、青森大学学則別表(一)に定める授業科目の中から総計40単位の範囲内とする。

(入学許可)

第6条 第3条の願出があったときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、学長が入学を許可する。

(授業料等の納入)

第7条 科目等履修を許可された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入しなければならない。

(出席)

第8条 科目等履修生は、許可された授業科目に限り出席するものとする。

(単位取得)

第9条 科目等履修生が授業科目を履修した場合は、本人の願出により、成績通知書及び学力に関する証明書を交付する。

(施設の利用)

第10条 科目等履修生は、図書館その他の施設を利用することができる。

(費用)

第11条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は次のとおりとする。

(1) 検定料 15,000 円

(2) 入学料 15,000 円

(3) 授業料 1 単位につき 10,000 円

2 科目等履修生が1年を超えて2年以内の期間継続する場合には、2年目の検定料及び入学料は、徴収しない。

3 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(退学の願い出)

第12条 科目等履修生が退学しようとするときは、事由を付して学長に願い出なければならない。

(学則等の遵守)

第13条 科目等履修生は、本学の学生に準じ青森大学学則その他規程を守らなければならない。

(許可の取り消し)

第14条 科目等履修生がこの規程に違反したとき、又は不適と認めたときは、学長は科目等履修生の許可を取り消すことができる。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 青森大学聴講生に関する規則（昭和43年4月15日施行）は廃止する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の改正は、平成24年10月24日から施行する。

ただし、施行日現在に在籍する科目等履修生が、平成25年度に継続して科目等履修生となる場合については、平成26年3月31日までの間は、改正前の第11条の規定を適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から改正し、施行する。